

大規模小売店舗立地法 各届出書の届出部数

◎…必須、○…必要に応じて

根拠条文	届出内容	提出時期	提出書類					提出部数			備考
			届出書	届出書		概要書	その他書類	岐阜圏域※	郡上市・下呂市		
				交通資料	騒音資料						
法第5条1項	新設	8ヶ月前	◎	◎	◎	◎	—	4部	3部	5部	
法第6条1項	店舗名称 設置者・小売業者等の変更	遅滞なく	◎	—	—	—	○	4部	3部	5部	
法第6条2項	店舗面積、配置の変更	8ヶ月前	◎	○	○	◎	○	4部	3部	5部	
	運営方法の変更	あらかじめ									
法第6条5項	廃止	あらかじめ	◎	—	—	—	○	3部	2部	4部	
法第8条7項	県意見に伴う変更		◎	○	○	○	○	4部	3部	5部	
法第9条4項	県勧告に伴う変更		◎	○	○	○	○	4部	3部	5部	
法第11条3項	承継	遅滞なく	◎	—	—	—	○	3部	2部	4部	
法附則第5条1項	旧法店舗の変更	8ヶ月前	◎	○	○	◎	○	4部	3部	5部	
要綱第7条1項	説明会開催計画	開催2週間前	—	—	—	—	◎ 計画書	3部	2部	4部	
要綱第7条4項	説明会実施状況報告	速やかに	—	—	—	—	◎ 報告書	3部	2部	4部	

※岐阜圏域…岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町

法：大規模小売店舗立地法

要綱：岐阜県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱